

学校の指導と教員の責任（1）

星野 豊

- 1 序——本稿の課題
- 2 学校の指導の適切性に関する裁判例
 - (1) 授業への批判に対する個別的説得
 - (2) カンニングの疑いに基づいた事情聴取
 - (3) 他の生徒に対する指導を含めた指導の適切性（以上、本号）
 - (4) インターネット上の書き込みに対する指導
- 3 学校と教員との法律関係の構造
 - (1) 国公立学校と私立学校との異同
 - (2) 在学契約上の責任と不法行為責任
 - (3) 学校の組織的責任と教員の個人責任
- 4 学校の指導と教員の責任

1 序——本稿の課題

学校における生徒に対する指導の中で、体罰が法律上禁止されていることは広く知られているところであるが、現在では、教員が学校で行った生徒に対する指導全般について、その責任が問われる傾向が生じつつある。

学校における指導は、学校における教育の一環として行われ、その主要な目的が、指導を受ける生徒自身の人格的成長のほか、学校全体としての教育環境を向上させ、当該学校で学習する全ての生徒の健全な成長に寄与するためにあることは、改めて論ずるまでもない。従って、この指導の目的から考えるならば、学校において指導を受けた生徒が、当該指導を原因として心身の状態が不安定となったり、あるいは当該指導を苦にして自殺を図ったりした場合には、当該生徒に対する指導方法と指導内容とに、前記指導の目的との関係で問題があった可能性があることが、疑

われる事態となりかねない。

実際、後に検討するとおり、近時の裁判例の中では、学校の種別や生徒の年齢等を問わず、学校において行われた指導を原因とする損害賠償を請求される事案が増えていることが窺われる。そして、ごく最近の裁判例の中では、「学校」としての教育組織の責任が問われることと同時に、具体的な指導を行った教員に対しても、学校の責任とは別個の個人的な責任が追及される傾向が、徐々に生じている可能性があるように思われる。

しかしながら、以上のような傾向を、法律上の議論として検討しようとする際には、いくつかの問題点を併せて考えなければならない。第1に、同じく学校といっても、国公立学校と私立学校とでは、学校と教員との関係において法律構成に若干の違いがあることから、ほぼ同じ態様の指導が原因となって同じような事件が生じた場合であっても、学校ないし教員が法律上負うべき責任の種類と程度が異なってくる可能性がある¹。第2に、学校の指導が原因となって生徒に何らかの被害が生じた場合、その責任を追及するための理論的な法律構成としては、在学契約に基づく契約上の責任と、不法行為に基づく損害賠償責任との2種類が同時に発生する可能性があり、特に、これまでの議論や裁判例の中で、在学契約に関する法律構成は、基本的な事項を含めて、未だ厳密に検討されていない部分が少なからず存在することから²、理論的にも実務的にも、具体的事案に対する解決指針が不安定なものとなる可能性がある。また、これらの問題点と関連して第3に、法律上の構成としては、組織としての学校と個人としての教員とは別個の法主体である以上、学校の指導が原因となって法律上の責任が発生する事態となった場合には、学校が負うべき

1 また、生徒の発達の程度によって、学校による指導の適切性に関する判断基準は当然異なってくるのが予測されるが、現時点では学校の種別ごとの個別具体的な指導の内容については深く立ち入らず、「学校の指導」として共通すると思われる部分を包括的に取り上げて議論の対象とする。なお、このこととの関連で、学校ごとに異なる「児童」「生徒」の表現については、引用対象となった判例等において用いられる部分を除いて、全て「生徒」と表現することとする。

2 例えば、在学契約の当事者となる者は、教育を受ける生徒本人かあるいは学費を負担する保護者か、という問題について、判例による画一的な見解は示されていない状況にある。すなわち、京都地判平成15年7月16日平成14年（ワ）1789号を皮切りとする一連の学納金返還訴訟では、同じく大学入試に関する学納金の返還を求める当事者として、受験生本人からの訴えと、保護者からの訴えとの双方について、返還請求が認められている。また、最判平成21年12月10日平成20年（受）284号民集63巻10号2463頁は、学校の教育内容が校長の更迭に伴って予告なく変更されたことが在学契約上の債務不履行に当たらないとの判断に際し、「〔保護者〕らが在学契約の当事者であるとする〔保護者〕らの主張を前提としても」と判示して、在学契約の当事者が誰であるかについて明言を避けている。

組織的責任と教員が負うべき個人的責任との関係全般について、改めて検討を加える必要が生じてくる。

本稿は、以上のような問題点を意識しながら、近時の裁判例における当事者等の主張において、学校での指導における学校ないし教員の責任がどのように追及される傾向が生じているかを明らかにしたうえで、学校における生徒に対する指導の基本的なあり方を、考えてみようとするものである。

以下では、まず、学校の指導が原因となって生徒の心身の状態が悪化し、あるいは自殺をしたと主張された事案に関する裁判例を概観して、学校の指導に関する問題点の傾向を分析する（2）。その後、学校の指導に関する学校の責任と教員の責任との関係を検討するため、学校と教員との法律関係の構造を、やや抽象的に分析したうえで（3）、学校での指導に起因して教員が責任を負うこととなる可能性と、今後における指導の基本的なあり方について考察する（4）。

2 学校の指導の適切性に関する裁判例

学校が生徒を指導する状況は、大きく分けて2つある。第1には、当該生徒が何らかの事故ないし事件に関与した場合であり、この場合における「指導」は、当該生徒の人格的成長のために行われる「教育的指導」としての意味だけでなく、当該事故ないし事件の事実関係、発生原因ないし今後の対策を検討するための「調査」としての意味を事実上有していることが少なくない。もっとも、この2つの意味での「指導」には、当該生徒に対する信頼関係を前提とするか否かにおいて明らかに異なる性格が含まれているため、具体的な指導の際にこの2つの目的が曖昧になってしまうと、当該指導の妥当性に関する判断基準も半ば必然的に曖昧となる結果、当該指導の是非をめぐって紛争が生ずる恐れが高くなる。

第2に、生徒が学校に対して意見ないし要望を述べ、かかる意見ないし要望が、当該学校の教育方針に照らして不相当と考えられた場合にも、当該生徒に対する指導が行われることがある。この場合における当該指導の性格は、当該意見ないし要望の前提としての事実関係等を調査する必要性があまり大きくないため、指導自体の性格は専ら「教育的指導」に特化することとなるから、前記のような指導の目的や妥当性の判断基準が曖昧になることはほとんどない。しかしながら、当該指導が行われる前提には、生徒の表明してきた意見ないし要望が当該学校の教育方針と合

致していない、という状況が存在するため、当該指導は多くの場合、当該生徒の意見を変えさせ、あるいは要望を撤回させることを事実上の目的として行われることとなりかねず、この事実上の目的が紛争を生じさせる大きな原因となりかねない。

以下では、概ね時系列に従い、学校での指導に対して生徒ないし保護者から損害賠償請求訴訟が提起された事例を取り上げ、各事件における学校の「指導」の性格と事実上の目的とに注意しながら、学校及び教員の「責任」について検討を加える。なお、各事件における当事者は、本稿で用いる略号表記に関わらず、全て事件ごとに別人である。

（1）授業への批判に対する個別的説得

大阪地判平成20年5月2日平成17年（ワ）9128号は、授業の内容に対して苦情を申し入れ、担当教員に謝罪を求めた小学校5年生の生徒に対する学校の対応が適切さを欠いたとして損害賠償請求が認容された事案である³。本件の事実関係については、当事者の主張が大きく異なる部分が多々あるが、裁判所が認定した事実は、概ね次のとおりである。

原告 X は、平成14年当時、本件小学校の5年生に在籍していた。被告 Y1市は、本件小学校の設置管理者、被告 Y2は本件小学校の校長、被告 Y3は X の担任教諭、被告 Y4は音楽担当の教諭であった。

平成14年9月13日、Y4は音楽の授業中、教科書に記載されている曲のCDを大音量で3回繰り返しかけたため、Xほか1名の生徒が保健室で休養をとる、ということが起こった。同日、Y3は、生徒から音楽の授業中CDがうるさかったことを申し立てられ、その事情を聞くこととした。同月15日夜、Y2、Y3、Y4がX宅を訪問して謝罪を行い、さらに同月17日には、臨時保護者会が開催され、Y3、Y4が再度授業について謝罪したが、いずれの際にも、Y2からとにかく謝罪するよう指示を受けたこともあって、授業の意図やCDを大音量でかけた理由については、明確な説明をしなかった。

Xは、Y4の説明に納得せず、他の生徒と共に、Y3に対して本件授業について話し合いたい旨を申し出た。そこで、Y3は、同月20日、Xと他の生徒Aを相談室に呼び、Y4と本件授業について話をさせたが、後日、Xがなお納得できない旨申し

3 本件についての評釈としては、星野豊・月刊高校教育2009年7月号72頁がある。

出てきたため、同月24日、午後1時頃より、同校内の空き教室である「ゆとり教室」において、Y3の立会のもと、Y4とXとに直接話をさせた。

しかしながら、Y4は、Xが自己の説明に納得しないために徐々に無言になり、他方でXは、Y4がXを納得させるだけの理由を述べないために徐々に興奮し始めた。このため、Y3は、Xを落ち着かせようとして顔を近づけて声をかけたり、肩をたたいて深呼吸するよう促したりしたが、Xの興奮は収まらなかった。このように、XとY4の話し合いが難航したため、途中からY2も話し合いに加わり、Xを相談室に移動させて、午後4時30分頃まで話し合いが続けられた。なお、この話し合いに用いられた「相談室」は、「指導室」とも呼ばれ、職員室横の教材等を保管してある部屋の奥にあり、生徒の指導等に使用されていたことから、外部から部屋の様子が見えないように、ドアの内側には衝立が立てられ、窓にはカーテンが引かれており、他の教室と比べてやや薄暗かった。Xは、Y2らからの説明や回答、注意に対して全く納得せず、興奮して相談室から出ようとし、Y3が肩を押えて静止させることがあった。他方、Xは、興奮して相談室から出られない心理状態に陥り、トイレに行くこともできなかった。

翌25日、Y2はY3に対してXを再度呼び出すよう指示し、Y2とY3とで、本件授業のことをこれ以上親に言ったり、クラスで話題にしたりしないようXを説得しようとしたが、Xは、Y4から納得ができる説明がない等としてY2らを激しく非難し、興奮して机を蹴ったりしたため、Y3はXの隣に座って声をかけてなだめたり、肩をたたいて落ち着かせようとしたりした。なお、Y4は前日の話し合いにより体調を崩し、午後から年休を取っていた。

同年10月、Xは母から音楽の授業に出たくなければ出なくてよいといわれていたので、4限目の音楽の授業には出席せず、教室で自習していたところ、Y2やY3から、音楽の授業に出るよう強く指導されたため、不満を感じた。

同月25日、道徳の時間において本件授業についてクラス全体で話し合いが行われたが、Y3は、人間は失敗することもあるなどといって、本件授業やY4のことを許すよう論じ、Xのようにいつまでも本件授業のことにこだわってはいけなという趣旨の話をした。Xは、他の生徒も同様に不満を持っているのに、自分だけが非難されていると感じ、Y3に対して不信感を抱いた。

同月28日、Xは、授業中に自席の後ろの生徒が私語をしていたので注意したところ、注意した声の方が大きかったため、Y3は大声を出したXのみを注意し、私語

をしていた生徒には注意しなかった。これに対して、Xが早退して帰宅しようとしたため、Y3は、Xの腕を掴んだり、胴を羽交い締めにするようにして押さえ込んだりしたが、結局、XはY3の制止を振り切り帰宅した。

同月31日、Y2は、Xを含む生徒数名と音楽の授業の内容について話をし、XらはY4を変えてほしいとか音楽の授業を楽しくしてほしいといった要望を出したが、その際、Y2は、他の生徒を話が筋道立っていてわかりやすいとほめた上で、Xに対し、「周りの人に頼り過ぎず、自分の考えで行動できるように。」等と注意をした。

Xは、同年11月頃から、寝ているとうなされたり、おねしょをしたり、両手の爪を噛むようになり、図工の授業で紙粘土を使った作業が、痛くてうまくできないことがあったが、Y3が特別の取扱をしなかったため、Xは痛みに耐えて作業をした。

同月1日、Xは、Y2に対し、Y3を同席させずにY4と本件クラスの生徒のみで話し合うことを確認したが、その際、Y2は、Xに対し、Xはすぐに興奮するので、冷静にみんなで話をするよう注意した。Y4と本件クラスとの生徒との話し合いを行う学級会は、同月6日に開かれる予定であったが、当日Xが遅刻をしたため延期となり、そのことを知ったXは激怒した。同月8日、Y3は、Y4との学級会の準備として、Y4に対する意見などを紙に書くよう指導をしたが、Xは、Y3が意見を書かせた紙を預かることに不信感を抱き、帰宅しようとしたため、止めようとした他の生徒との間でトラブルが起こった。

同月11日、Y2は、Xの両親を呼び出し、Y3とともに、Xが本件授業についてY3の対応に納得していないことを話し、Xの両親の協力を求めたが、後日行われたY4とX及びその両親との話し合いの席上、Y2は、Xの母に対し、あまりXに関わりすぎないようにという趣旨の発言をした。

同月13日、Y3を立ち会わずにY4に意見を述べる学級会が開かれ、数名の生徒が意見を述べたが、Xは、時間が来たとの理由で学級委員に発言を途中で遮られたことから不満を持ち、友人たちをつれて校長室を訪れ、Y2に対し、やはりY3がいた方がよかったと述べたが、Y2は、同月1日の話と違うことを言うXに対し、勝手なことを言うなと注意した。

同月15日に音楽の授業があり、Xは音楽室に一度入ったが、席に着こうとしなかったため、他の生徒がXを席に着かせようと手を引いていたところ、Y4はチャイムが鳴ったので「(手)離しなさい。」と注意し、Xは帰ろうとして音楽室を出た。しかしながら、様子を見に来ていたY3が、帰る帰らないでXと言い争いのよ

うな状態となり、Y3は両手でXの両肩を押し止めた。Y4は、音楽室の外が騒がしいので、様子を見に来て、Xを叱責した。Xは、音楽の授業が終わる頃、友人に会おうと音楽室に戻ったが、Y4にまだ授業中であると叱責された。同日の夕刻、Xは、両親と友人らを連れて、Y4と話し合い、Xの両親が、本件授業のことはこれで終わりにすると宣言し、その日の話し合いは終わった。

同月20日、Xは、ドッジボール大会の審判の判断に納得いかず、Y2に抗議をしようとしたが止められたため、その後の授業中に大声でY2に対する不満を述べていた。Y3は、Xの要望を容れて学級会を開くこととしたが、Xは、学級委員やY2に対する不満を述べ、Y2に文句を言いにくいと他の生徒に呼びかけたため、Y3は、ますます事態が悪化すると考えて、Xについて行ってはいけないと言って、他の生徒を止めた。

同月21日、再度の学級会が開かれたが、この日もXが興奮して、大声で学級委員やY3を批判し、Y3は発言の真意を伝えてXを落ち着かせようとしたが、他の男子生徒が早く終わってほしい旨つぶやいたことからXがさらに興奮する結果になった。Y3は、同日夕方頃、Xの母に電話をし、学級会の内容について報告をしたところ、Xの母は、Y2らの対応に不信感を抱き、Xをこれ以上本件小学校に通わせるわけにはいかないとY3に電話をした。

同月26日、Xは体調不良を訴えて早退し、同日以降、1日を除いて、本件小学校に卒業するまで登校しなかった。Y3は、Xの母に電話をしてXの容態について聞いたが、「登校できる状態ではない。」と言われ、具体的な容態については聞き出せなかった。又、Y2及びY3は、同年12月12日、X宅に家庭訪問をしたが、Xが不安神経症であるとの診断書を見せられ、Xに会うことも拒絶された。同月25日、Xの両親、Y2、Y3、Y4、及びY1市の教育委員会の担当者として協議が行われたが、物別れに終わった。

Y3は、平成15年1月、抑うつ神経症と診断されて本件小学校を休職し、同年4月から他の小学校に転勤した。又、Y4は、同年4月から産休を取り、Y2は、翌平成16年3月を以て本件小学校を定年退職した。

一方、Xの体調は、平成14年11月末頃よりさらに悪化し、発熱、食欲不振、嘔吐、血尿が出るなどの症状があり、体重も減った。また、夜寝ている時にうなされるようになり、「先生が出てくる」「追いかけてくる」と悲鳴のような声を上げるようになり、しばしば嘔吐、発熱、血尿、腹痛、下痢、腎炎、腸炎またはIgA腎症など

により体調を崩した。また、本件授業のことを思い出してパニック状態になったり、Y2やY3に似た男性をみると、極端におびえ、暗い場所を恐れるといった症状も見せるようになり、不安神経症で「心的外傷による心因反応」と診断されたほか、受診した病院では、Xの母親に対する問診に基づき、PTSD（心的外傷後ストレス傷害）と診断された。

その後、Xは、地元の中学校に入学して登校を開始し、中学2年時に県外の中学校に転校している。Xのその後の症状としては、慢性腎炎により複数回入院したり、時折精神的に不安定になる等のことはあったものの、現在は高校に進学し、落ち着きを見せているようである。

本件は、以上の事実関係の下で、XがY1ないしY4に対し、Y2等が本件授業に抗議したXを物置部屋に閉じこめ、クラスから孤立させるなどし、その結果としてPTSDないしDESNOS（その他に特定しようのない極端なストレス性障害）に罹患させたと主張して、1100万円の損害賠償を求めたものである。

大阪地裁は、次のように判示し、Y1市に対して170万円の損害賠償の支払いを命じ、その他の者に対する請求を棄却した。

① 「Y2らは、結果的には、Xがいつまでも納得しないことから、本件授業をめぐるXとの話し合いにおいて、狭い相談室の中で長時間に渡りXを留め置き、Xが興奮し泣きわめいたりしているにもかかわらず、話し合いを中断せず相談室の外に出さず、Xを始終興奮させることになり、Xを音楽の授業へ……出席させようとして言い争いのようになったこと、Xが早退しようとするところを止めようとして、Xの体を押さえるなどしたことなどが認められる。さらに、平成14年11月に度々開かれた学級会において、本件クラスの児童に対して、Xについて行ってはいけないと言ったり、Xの発言を遮るような行動を是認するなど、本件クラスの大多数の意見を代弁しているつもりであったXを孤立させる結果となったことが認められる。」

② 「確かに、Xの言動は、自分が納得できる回答が得られるまでは際限なく追及をやめないという未熟なものであり、気にいらなければ、泣いたり暴れたり、授業に出なかったり、無断で早退しようとするものであって、集団の学校生活の中では、対応の容易でない面もあったことは窺える。しかし、友人の女子児童とY4やY2に会いに行った時は、Xからは、余り発言をしていなかったことも認められ、Xの、X1だけが音楽の授業に疑問を持っているわけではないとの思いは誤っていたとはいえず、Xの言動だけを問題し、つい

には、Xをクラスの児童らから孤立させるような発言をしたことは、不適切であったといえる。」

③ 「Y2らが、Xに本件授業のことを両親に告げないよう説得したことも、Xの不信感を増大させるものであった。」

④ 「以上の事情を総合すると、Y2らの行為は……、教師の児童に対する指導という域を超えて、不適切な行為であり、Y2らには、小学校の教師としての職務執行上の過失が認められるから、Y1市は、Xに生じた損害について、国家賠償法上の損害賠償責任を負う。」但し、本件でのXの症状がPTSDないしDESNOSであるとは認められず、これを前提とする賠償請求は認められない。

⑤ Y2ないしY4は公務員であるから、国家賠償責任を直接負うものでない。

本件は、学校に対して批判的意見を申し入れてきた生徒に対する指導が、国家賠償法上違法であるとされた事例であり、学校の行う指導に対する影響は少なくないものと思われる。

本件において、Y2らがXに対する「指導」においてとった対応は、関係当事者間で話し合いを重ねることにより信頼関係を回復しようとする、伝統的に学校が生徒指導において行ってきた方針に即したものである。また、Y2らがY2なりに努力を重ねてきたことは、Y3やY4も相当体調を崩していることから、十分窺えるところではある。しかしながら、そのような伝統的な「話し合い」に基づく手法が、少なくともXに対して効を奏さないことは、最初に長時間話し合ったにもかかわらず関係が改善されなかったことを以て、ほぼ判明していたものと言わざるを得ず、結果論の部分が相当程度あるものの、第三者やXの保護者を交えて信頼関係を回復する手段を検討すべきであったように思われる⁴。

4 もっとも、学校が生徒ないし保護者から苦情ないし要望を受け、それに対する適切な応答を柔軟に迫られるようになったのは、かなり最近のことであり、かつ、苦情や要望の方は、申し立てる側の事情によって限りなく多様化しているのが実情である。従って、学校としては、多様な申立に対し、どこまで個々の対応を図り、どこまで他の事案との公平を考え、かつ、どこまでかかる事実を第三者に対して公開するかという、およそ方向性の異なった対処を同時にこなさなければならないわけであり、従来の教育活動や学校の管理運営業務の他に、このような事案解決の責任を現場の教員のみを負わせることは、いたずらに教員を疲弊させ、本来の業務にまで重大な支障を生じさせる危険すらないではない。その意味では、会社や官公庁と同様、学校もかかる対応の専門家（法律家のみとは限らない）と柔軟に交流を持つことが必要有益であると思われるが、そのための制度や手続、さらに関係者の意識改革を図るためには、相当なエネルギーが費やされることも否定できない。

なお、本判決は、学校の設置管理者である Y1市についてのみ損害賠償責任を認め、Y2ら教員個人については、国家賠償法の解釈として、公務員が個人責任を負わないことを理由に棄却している。本件では、民事訴訟と前後して Y3に対して X から刑事告訴がなされているようであり、教員個人の責任についてどのように考えるべきかを含めて、本件を含む国家賠償法の解釈については、後に項を改めて検討することとしたい。

本判決に対しては、Y1市と X との双方から控訴がなされたが、控訴審において、平成21年3月末、「Y1市は、X に対し、X がつらい思いをしたことについて深謝し、遺憾の意を表する。X は、その余の請求を放棄する。」との内容の和解が成立している（大阪高裁平成20年（ネ）1526号・1960号）。

（2）カンニングの疑いに基づいた事情聴取

さいたま地判平成20年7月30日平成18年（ワ）1206号は、生徒が定期試験中の行為に対して学校から事情を聞かれた直後に死亡したことから、学校の指導が原因であるか否かが問題とされた事案である⁵。本件の事実関係も、当事者間で主張がかなり異なる部分があるが、裁判所の認定は次のとおりである。

原告 X の子 A は、本件が発生した平成16年当時、被告 Y 県の設置管理する B 高校3年生に在籍していた。同年5月26日、B 高校では定期考査が行われていたが、試験監督をしていた Z1教諭は、試験中、A が消しゴムに巻かれていたペーパーを見ていること、及び、当該ペーパーには試験実施中であつた物理の公式らしきものが記されていることに気づいたため、注意しようとして近くに寄つたところ、A は消しゴムをポケットに入れた。そこで、Z1は、A に対して消しゴムを出すように促し、A がこれに応じてポケットから消しゴムを出して Z1に渡したため、試験をそのまま続行させたが、試験終了後に Z1が職員室で確認したところ、消しゴムに巻かれた紙には当該試験時間に実施された物理の内容ではなく、他の科目である日本史の内容が記されていた。

Z1は、A の行為について事実を確認し、事情を聞くため、学年主任であり生活指導係であつた Z2教諭と、A の担任であつた Z3教諭とに協力を依頼したが、当日

5 本件に関する評釈としては、星野豊・月刊高校教育2010年3月号72頁がある。また、本件の原告 X による本件についての説明及び意見が、大貫隆志編著『指導死』（2013年）120頁以下に掲載されている。

は体育祭の結団式が行われる予定であり、教諭らの都合が区々であったことから、結局、生活指導係である Z4 教諭及び Z5 教諭も加わり、A に対する事実確認は、合計 5 人の教諭が順次同席ないし離席しつつ行われることとなった。A に対する事実確認の内容は、Z1 が回収したペーパーの内容、そのようなペーパーを試験中に見ていた事情について行われ、途中、食事やトイレ等の休憩を全く挟むことなく、午前 11 時 50 分頃より午後 1 時 45 分頃まで及んだ。Z3 は、事実確認終了後、A に対し、「今回のことを反省して、これをステップにしてしっかり頑張るんだぞ。」と声をかけ、A は、「はい。」と答えた。

A の帰宅後、Z6 教頭を含めて生徒指導委員会が開催され、A の行為は試験中に不必要なものを持ち込んだとして校長注意処分に該当するが、物理の試験でカンニングをしたとまでは認められないとの結論に達した。

A は、当日午後 5 時 40 分頃、X に対し、「ほんとにほんとに迷惑ばっかかけてごめんね」とのメールを送信し、また、同時刻に、友人の C に対しても、「ずっとずっと好きだった」とのメールを送信した。その後、A は、同日午後 6 時頃、アスファルト舗装された立体駐車場付近で倒れているところを発見され、病院に搬送されたが、同日午後 8 時頃死亡するに到った。なお、死亡診断書には、A の死因は「自殺」と記載された。

A の死亡後、B 高校は、X らと数次に渡り話合いの機会を設け、事実確認が多人数かつ長時間に渡ったことに対して「配慮が足らなかった」等とする文書を渡したが、同時に、A の行為にはカンニングの疑いがあった旨を X に告げた。

本件は、以上の経緯の下で、X が Y に対し、A の死はカンニングを疑われ、Z1 ら多人数の教員に長時間追及されたことに起因する自殺であると主張し、損害賠償 8000 万円（控訴審で 4000 万円に減縮）の支払を求めたものである。これに対して Y は、そもそも A の死は自殺ではなく事故であるうえ、A の行為に照らせば Z1 らによる事実確認に違法性はないと反論した。

さいたま地裁は、次のように判示し、X の請求を棄却した。

① 「A は、本件試験中の上記行為を教師により発見されたこと等を苦にして、X 及び C に対し、上記のメールを送信した後、本件駐車場 2 階部分から、フェンスを越えて自ら飛び降り、その結果死亡したと推認することができる。」

② 「A は上記のようなペーパーを見ながら、本件試験の解答を記入していたのであるか

ら、同人は本件試験において、カンニング行為を行ったか、少なくともその疑いが極めて濃厚と認めざるを得ない。」「本件事実確認の対象となったAの非違行為の内容は決して軽度なものとはいえないところ、その上で、本件事実確認実施に際し、教諭らが選択した場所、時間等は適切であり、その方法においても、事実確認の開始から終了に至るまで、威圧的ないし執拗にAを追及するものではなく、むしろAの意見を尊重しながら慎重に行われたものといえ、そのため、かえって長時間を要したとさえいえるものである。確かに、教師と生徒の間には、その立場の違いから潜在的に権力的関係が存在し、また、一般的に高校生が思春期の多感な時期にあることを考慮すると、5人の教諭が同時に立ち会ったことや、Aに休憩を全くとらせなかったことについては、結果としてみれば、配慮すべき余地がないとはいえないものの、上記のごとく、本件の非違行為が軽度とはいえないことからすると、自己の行為について認識し、考えることもまた、成長過程にある生徒にとって必要なことであり、本件事実確認が、教師の生徒に対する指導の一環として、合理的範囲を逸脱した違法なものということはできず、教諭らにAに対する安全配慮義務違反は認められない。」

本件では、Aが試験中に消しゴムに巻きつけたペーパーを見咎められ、当該ペーパーには、他の時間の試験範囲にかかる内容が記されていたことが認定されている以上、当該試験において不正を行っていたか否かにかかわらず、指導の対象となること自体はやむを得なかったものと思われる。しかしながら、本件の事実認定を見る限り、Z1らのAに対する事実確認においては、①各教員の役割があまり明確でなく、事実確認が長時間続く結果となったこと⁶、②各教員の意図はともかくとして、少なくともAの立場から見れば、多人数の教員から交代で心理的圧迫を受けたと評価する余地も生じかねないこと⁷、③Aに対する規範的側面の指導について

6 例えば、本件のような状況における事実確認においては、試験監督（試験中のAの行為について事実を摘示する立場）、担任（日常の態度から善解してAを擁護する立場）、生徒指導係（規則等に照らしてAの行為に対する学校としてなすべき対処を判断する立場）等、各々Aとの関係における立場が微妙に異なっている以上、誰がどのような順序で何を確認するか、という点が、より慎重に検討されるべきであったと考えられる。

7 実際、多人数で順次事情を聴く場合には、学校として一貫した対応を図るためにも、事実確認に到る背景や原因事実、証拠関係などについて、教員間で情報を共有している必要があるわけであり、むしろ、Aと話をするのは担任のみとし、試験監督や生活指導係は別室で情報を共有させながら学校としての対応を同時進行で協議する、という手法をとることが、望ましかったように思われる。

保護者との連携が十分でないと考えられること⁸から、問題となる点が少なくないと言わざるを得ない。

他方、本件事実確認の結果、B 高校としては A がカンニングをしたとの結論に達することができなかった以上、A の死亡後に X に対してその疑いを告げたことについても、適切であったかはやや疑わしい。さらに、A が過去に同様の方法によるカンニングの疑いをかけられたことがあったとしても、それを以て本件事実確認が正統化されるとは言えず、不正受験が敢行される疑いがあるにもかかわらず通常の試験実施体制を以て臨んだ B 高校の側に、むしろ問題があったとの見解も成り立ち得ないではない。

結局、本件が訴訟にまで到った実質的な原因は、A の死亡後における説明や話し合いの過程で、X が Z1らや B 高校に対して不信感を抱き、それが増幅していったためと推測される。従って、学校としての法的な責任の問題から見た場合はもとより、学校と生徒ないしは保護者との信頼関係の維持や回復を図るという意味からしても、学校としてどのような立場を基にどのような説明を行い、保護者に正確な情報を伝達すべきかを、改めて検討する必要があるように思われる。

本判決に対して X は控訴したが、東京高判平成21年7月30日平成20年（ネ）4556号は、X の控訴を棄却し、X がこの控訴審判決に対して上告及び上告受理申立をしなかったため、この判断は確定した。

（３）他の生徒に対する指導を含めた指導の適切性

札幌地判平成25年6月3日平成23年（ワ）2691号は、小学校6年生の生徒が、始業式の直前に自殺を図り、翌日死亡した事件について、保護者が、当該自殺は同生徒がその前年度に担任教諭から受けた不適切な指導が原因であったと主張し、小学校を設置管理する地方自治体と教員の給与を負担する地方自治体とに対して、損害賠償を請求した事案である。

A は、原告 X1X2の子であり、平成19年当時、被告 Y1市が設置管理する本件小学校の5年生であった。同学年は、13名の1クラスしかなく、この13名は、全員同じ保育所に通い、本件小学校入学後も1学年1クラス編成であったため、全員同じ

8 実際、Z1らは A に対して若干でも不正行為の疑いを持っていたわけであるから、なおさら、X を呼び出して同席させるなり、A の帰宅に担任が付き添って X に事態を伝えるなどの対処をし、指導の事実と意図、及びその原因や背景について、X に正確な認識を持たせることが、必要だったものと思われる。

クラスで進級してきた。

A らの担任であった B 教諭は、5 年生の生徒に対して、登校後、忘れ物がないかを点検し、忘れ物をした場合、朝の会が始まる前に、職員室に来て B 教諭にその旨申告するよう指示しており、忘れ物をした生徒に対して厳しく叱責したほか、授業中に長時間にわたって忘れ物をした生徒を厳しく指導した後に、当該生徒に対して「皆に謝りなさい。」と言ったことがあった。

また、B 教諭は、A が 5 年生時の夏休みの宿題ドリル（以下「本件ドリル」という）で、指定された平行四辺形と同じ平行四辺形を作図する課題を 1 か所間違えたことに対して、できるようになるまでやり直すよう、図形の作成を指導し、A は夏休み後に毎日本件ドリルの再提出をしたが、B 教諭は繰り返し訂正と再提出を要求し、A に対して作図の指導をしたのは、X2 から本件ドリルのチェックを依頼された後である同年 11 月中旬であった。

このほか、B 教諭は、A を含む一部の生徒に対し、学校行事に際して演奏する楽器の居残り練習を指示し、A の個人練習は、7、8 回行われた。

A は、翌平成 20 年 4 月 3 日午前、自宅で縊首している状態で発見され（以下「本件事件」という）、病院に運ばれたが、翌 4 日夕方死亡した。なお、同日付けの死体検案書には、A の直接の死因として多臓器不全、その原因として縊首と記載されており、「死因の種類」として「自殺」に丸が付けられていた。

本件小学校校長 C は、A の死亡直後である平成 20 年 4 月上旬、X1 らに対して、電話で、近日中に開催予定の PTA 総会において、A の死因は自殺ではなく、不慮の事故である旨説明を行うようにとの発言をした。また、C 校長は、X1 らに対して、B 教諭が辞意を表明している旨を伝え、A の死因は不慮の事故であって B 教諭に責任はないとして、B 教諭に辞意を撤回するよう、X1 らから B 教諭に慰留を求めよう依頼した。

翌平成 21 年 3 月、本件小学校では、A の同級生らの卒業式に向けた保護者説明会が予定されていたが、X1 らが本件小学校を訪れたところ、C 校長は、X1 らに対して、「お母さんたち（A の同級生の保護者ら）は、今、ナーバスになっているので、余計なことは言わないで下さい。」と述べた。

この間、C 校長は、平成 20 年 4 月 7 日付け一般事故報告書において、「死亡の原因」として「多臓器不全」と記載していた。これに対して X1 らは、平成 22 年 7 月、Y1 町教委に対し、前記の死体検案書を提出し、A の死亡が事故という報告で処理され

ているが、自殺である旨異議を述べ、C校長の後任であるD校長により、死亡の原因を自殺と変更する旨の報告書が提出された。

Y1町教委は、平成21年9月、「Aさんの事故及びご逝去に関わる学校（C校長・B教諭）の対応についての経過と指導について」と題する文書に、C校長の前記依頼に対する教育委員会の見解として、「当時、事故で亡くなった認識していたとはいえ、悲しみに打ちひしがれている保護者をお願いをすることは、組織の維持や自分の立場しか考えの及ばない校長の思い上がりやおごりであって、言語道断といわなければなりません。これから将来のある若い教師を育て上げようとする校長の意思が強かったとしても重大な判断ミスであります。お願いされた時の、X1さんの驚きや困惑は極めて当然でご遺族の気持を逆なでされた思いであったことは想像に難くありません。」と記載して、X1らに交付した。

一方、B教諭は、平成21年3月に卒業式が終了した後、X1ら宅に呼び出され、X1らからAは事故で死亡したのではなく、自殺により死亡したとの見解を聞かされた後、同年4月ないし翌平成22年2月、次の内容の手紙をAの仏壇に供え、あるいはX1らに手渡した。

「この2年間、Aにとってとてもつらく悲しい時間にしてしまったこと、深く深く悩ませてしまったこと、本当にごめんなさい。あやまってもあやまってもゆるされることはありませんが、Aの希望にあふれる未来、無限の可能性を私がかうばってしまったと思うと、言葉にならないほどのざんげの気持ちでいっぱいです。私の言うこと、行動でAのやさしい心をたくさん傷つけてしまいました。」「今振り返ると『子どもたちのために・・・』と思っていた言葉や行動も私のこうありたい、こうでありたいという思いが強過ぎたのではないかと思います。」「Aさんの気持ちを十分にわかってあげられなかったことを、今深く反省しています。心からお詫び申し上げます。」

また、X1らは、平成22年5月6日頃、B教諭に対して、「5年生担任時の言動・行動を自覚し、しっかりと受けとめて下さい。」「Aが亡くなったのはB先生の言葉の暴力であり、いじめです。名誉も人権も心も傷つけられました。B先生に対し5月10日までに書面にて謝罪を深く求めます。」などと記載した「Aの死去に関するB先生の言動・行動によるいじめについて」と題する書面を渡した。B教諭は、同月10日、X1らに対して、①Aが忘れ物をすることをとても気にしていたことは、B教諭の言動に原因があったと思うこと、②授業時間外の器楽の練習は生徒にとって辛い時間だったと思うこと、③自分の言動が負担で、辛く思い、悩みを抱えて過

ごしたAのことを考えると申し訳ない気持ちでいっぱいであることなどを記載した謝罪文を渡した。

平成22年5月14日、D校長はX1ら宅を訪れ、X1らの執拗な追及によってB教諭が辞意を表明していることを報告し、これ以上の執拗な追及を止めてもらいたい旨述べた。

他方、Y1町教委は、本件事故後も、B教諭に対して何らかの処分をしたり、一般的な研修以外の研修を受けさせたりしたことはなく、Aの同級生だった生徒たちに対する6年生の担任から外したこともなかった。そして、同年度内に不登校児童が見られたものの、本件小学校の6年生は、特段の問題なくB教諭担任の下で卒業を迎えた。

Y1町教委E教育長は、平成22年5月の町教委会議において、B教諭に対する聴取り結果を報告したうえで、①B教諭の指導は、児童の学習意欲を高めたり、児童を励ましたりという配慮が不十分で教師からの一方的な指導となっていたこと、児童の心情を受け止めるなど担任と学級の児童との好ましい人間関係が醸成されていたとはいいい難い状況にあったことを踏まえ、B教諭に対して、教師としての資質及び指導力を向上させるために校内研修、個人研修及び各種研修機関における研修を実施すること、②E教育長が事実確認をした限りでは、X1らの主張するいじめ等は現段階で認定することはできなかったこと、③B教諭の指導は、訓戒処分や戒告処分、減給、停職、懲戒免職等には該当しないことを報告した。

E教育長は、平成22年6月、X1らに対して、Y1町教委の見解として、B教諭の言動・行動によるいじめがあったとするX1らの主張については、断定できる確証がないこと、厳しい指導があったとの指摘については、クラスにおける学級指導や学習指導の場面で、教師としての配慮にやや欠ける部分があったことを報告した。また、Y1町教委の処置として、B教諭が担任していた当時の指導は、児童の学習意欲を高めたり、励ましたりという配慮が不十分で、教師からの一方的な指導となっていたきらいがあったこと、児童の心情を受け止めるなど、担任と学級の児童との好ましい人間関係が醸成されているとはいいいがたい学級の状況だったことから、B教諭には、教師としての資質及び指導力を向上させるために、校内研修、個人研修、さらに各種研修期間において研修するよう教育長及び校長から指導することとした旨を報告した。また、E教育長は、同年12月、X1らに対し、「5年生の時の（B教諭の）指導は子どもたちとの意思の疎通がなかった。教室の中、外の生活

で生の声を聞き生き生きとのびのびした生活をしていなかった。おびえる心理状態で送っていたと実感できたので学級の児童にとっても苦痛であったろうと推察いたしますと言う言葉になったのだ。表情もそうだ。楽しいこと苦しいこと子どもたちと分かち合うということも極めて足りない。怒るということの勘違い、感情に任せておびえさせたりなどの仕打ちをする。怒った後の処置が悪い。自分中心で人の言うことを聞かない。大人でも傷つくことはもっと子どもは傷つくんだから、こんだけ分かっているのに処分できないのかと X1さんに言われるかもしれませんが研修指導をやっていくしかない。今現在も学校でやっているがその効果は上がっていない。Bには通じない。……私の36年の経験から縦、横、斜めいろいろな角度からこのようなときはどうするか演習を通して研修、指導したが通じていない。教員として生きていくのも人として生きていくのも B 教諭次第だ。」「B 教諭は、1つ1つ細かいことを確認しても言わないし、曖昧にするので事実確認はしない。それよりも研修指導する。」などと述べた。

さらに、E 教育長は、翌平成23年3月、X1らに対して、B 教諭に退職を促していたところ、同年2月下旬に B 教諭から辞職の意向が伝えられたため、D 校長から退職の内示をすることにしたこと、辞職を最終的に判断したのは B 教諭であることを報告した。B 教諭は、同年3月31日に辞職した。

本件は、以上の事実関係の下で、X1らが、Y1町及び本件小学校の教員らの給与を負担する地方自治体 Y2 に対し、A が自殺したのは B 教諭による違法な指導が原因であり、さらに本件小学校及び Y1 町教委には、A の自殺に関して真実解明調査・報告義務違反があったと主張して、合計約7800万円の損害賠償の支払いを求めたものである。

札幌地裁は、次のように判示し、B 教諭による指導には違法性がないとしたが、C 校長及び Y1 町教委による調査報告については義務違反があるとして、慰謝料約100万円の支払いを命じた。

- ①「確かに、B 教諭が忘れ物をした児童に対して行っていた指導は、短いとはいえない時間にわたる叱責という、小学校5年生の児童に対して行うものとしては厳しいものだったことが認められるが、その指導は、一度でも忘れ物したら叱責をするというものではなく、複数回忘れ物をするなど改善の傾向の小さい児童に対するものであって、教育的効果を考慮すれば、ある程度厳しい指導が必要な状況にあったといえる。

また、Aは、B教諭のこのような指導に対して、少なくとも自宅において過剰な反応を示していたことが認められ、13名しかいない学級において他の児童が叱責されれば、直接叱責されていないAもB教諭に対して多少の恐怖心を抱いていた可能性は否定できないものの、B教諭はA自身を強く叱責したことはなかったことや叱責を受けた児童以外も今後忘れ物をしないように気をつけるという教育的効果があるといえることからすれば、忘れ物に関する指導が教育的効果を期待し得る合理的な範囲を超えるものとは認め難い。」また、「B教諭が本件ドリルのやり直しを複数回命じた点については、初回の提出から作図の指導をして正解とするまでに約3か月を要しており、B教諭が自認しているとおおり、13名の学級での対応としては作図の指導まで時間が経過し過ぎていること、指導の内容としてはいささか過剰であることは否定できないものの、できるようになるまで提出を求めること自体は、作図方法の習得や根気良く作業を続けることといった一定の教育的効果を期待できるものであって、当該作図がそれほど難しい作業ではないと思われることに加え、本件ドリルのチェックの依頼がなされた後は間を空けずに作図の指導をしていることからすれば、指導による教育的効果を期待し得る合理的な範囲を超えるものとははいえない。」さらに、「Aの担当していた楽器は初めて演奏するアコーディオンであり、練習に一定時間必要であったことがうかがわれること、授業時間外の練習を指示されたのはAだけではないこと、Aの欠席理由が器楽の練習を苦にしたことであると認めるに足りる証拠はないこと、Aは器楽の練習を5年生で一番頑張ったこととして挙げ、また演奏してみたいとしており、達成感を得ていたことが認められることからすれば、授業時間外に拘束されたことや1人で帰宅する状況となったことがあった点を考慮しても、B教諭による器楽の練習の指示が、指導による教育的効果を期待し得る合理的な範囲を超えるものだったとはいえない。」以上のおおり、B教諭の指導方法は、小学校5年生に対するものとしては、やや厳しいものだったことは否定できないものの、指導による教育的効果を期待し得る合理的な範囲内なものであるから、正当な指導として許容される。」

- ② X1らは、B教諭が、Aの死亡直後からしばしば謝罪の言葉を述べ、あるいは謝罪文を作成していること「をもって、指導の違法性を自認している旨主張する。」「これに対し、B教諭は、B教諭がAに辛い思いをさせてきたのだというX1らの思いに沿って、謝罪をしてきたと述べているところ」、これらのB教諭の言動は、「X1らの要望に基づき、B教諭が、X1らの心情に沿う形でなされたものと認められる。」「また、B教諭は、上記……の発言は、Aが自殺するような悩みを抱いていたことを気付かなかったという

気持ちで発した旨証言しているところ……、児童の状況を把握していなかったことや、本件事件を防止できなかったことについて申し訳ないと思うことは、担任の教諭として自然なことである。」「したがって、上記……の発言等をもって、B教諭が指導の違法性を自認していたとは認め難い。」「よって、B教諭の指導方法は、正当な指導として許容されるものであって、その指導に違法性は認められない。」

- ③「在学中の児童が自殺し、それが学校生活上の問題に起因する疑いがある場合、当該児童の保護者がその原因を知りたいと思うのは当然のことであるが、保護者において、学校生活上の問題を調査することは困難である。他方、学校がその点を調査することは、学校が教育機関として他の児童の健全な成長やプライバシーについて配慮すべき立場にあり、その調査能力に一定の限界があることを考慮しても、保護者がこれを行う場合に比べてはるかに容易であり、その効果も期待できることは明らかである。」「学校設置者は、在学する児童の学校生活上の安全に配慮して、無事に学校生活を送ることができるように教育・指導をすべき立場にあるのであるから、児童の自殺が学校生活上の問題に起因する疑いがある場合、その原因を究明することは、健全な学校運営にとり必要な事柄である。したがって、このような場合、学校設置者は、他の児童の健全な成長やプライバシーに配慮した上、児童の自殺が学校生活に起因するののかどうかを解明可能な程度に適時に事実関係の調査をしてその原因を究明する一般的な義務を負う。」「また、自殺した児童の保護者から、自殺の原因についての報告を求められた場合、学校設置者は、信義則上、在学契約に付随して、当該児童の保護者に対し、上記調査義務に基づいた結果を報告する義務を負うというべきである。」
- ④「本件小学校関係者は、本件事件発生日である平成20年4月3日の時点で、警察から、Aが自殺未遂をした可能性があるという通報が入った旨連絡を受けていた。さらに、」「発見されたAの状態からすれば、本件小学校関係者は、自殺の可能性が高いと容易に認識できた上、警察からも自殺の可能性があるととして、B教諭〔ら〕は聴取りを受けていた。」「そして、同日の時点で、X1らがAは不注意でけがをして入院したとだけ言って下さいと言っていたとしても、これは、他の児童や保護者に対する状況説明の仕方に関する要望に過ぎず、自殺の可能性を否定するものとはいえない。」「そうすると、Y1町には、遅くともAが死亡した同年4月4日以降、その原因がB教諭の指導や本件小学校内でのいじめ等であるか否かについて事実関係の調査する義務（以下「本件調査義務」という。）があったというべきである」にもかかわらず、「本件小学校関係者は、X1らの状況説明の仕方に関する要望や、警察が本件事件についてこれ以上捜

査することなく事故扱いとする旨説明した点を重視して、本件小学校のAの同級生や保護者に情報提供を呼びかけ、Aの日頃の生活の様子等、Aの自殺に結びつく可能性のある事情を調査することを怠った。」

- ⑤「X1らは、平成21年3月31日、前記……のとおり、本件事件について事実確認するようY1町教委に申入れをした。したがって、遅くとも同日以降、本件小学校の設置者であるY1町は、X1らに対し、Aの自殺の原因についての報告義務（以下「本件報告義務」という。）を負うに至ったと認められる。」しかしながら、Y1町教委は、「X1らの言い分を確認し、B教諭とC校長に対する聴取りをしたのみで、X1らが主張する具体的事実について、B教諭に対して、事実の有無を確認することはおろか、本件小学校のAの同級生や保護者に対する聴取り調査もしていない。」「また、B教諭自身は、X1らからの口頭での問い合わせや書面の提出の要求に真摯に応じてきたことが認められるが、本件小学校関係者やY1町教委は、適切な調査をすることなかった。」さらに、E教育長は、「B教諭の指導能力不足について、懲戒処分の対象とはならず、これに対する対処としては一般的に開催されている研修を受けさせることで足りると判断したにもかかわらず、X1らに対しては、基本的にX1らの主張に沿う形でB教諭に関する厳しい評価を伝えた」ほか、「実際にB教諭に対して行った処置とX1らに伝えたB教諭の評価の齟齬についてもX1らに対して何ら合理的な説明をしなかった。」「以上によれば、本件小学校関係者及びY1町教委は、本件事故に関して適切な調査を行ったとは認められず、本件調査義務を果たしたとはいえず、「本件小学校関係者及びE教育長以下委員らは、本件報告義務に違反したものとわざるを得ない。」

本件は、Aが何かの行動をした結果として特別の指導が行われたという事案ではなく、教員による日常の教育上の指導それ自体が、自殺の原因となった否かが争われた事例である。また、Aに対する指導のみならず、A以外の生徒に対する指導の態様を含めて、B教諭の指導のあり方が問題となったことは、本件小学校の生徒数が極めて少なく、事実上生徒達の感覚や行動基準が極めて密接なものであったという本件の事情を考慮したとしても、教員による「指導」のあり方について、基本的に考える機会となるべき事例であると考えられる。

本件では、Aの具体的な行動が特別な指導を誘発したわけでないため、学校で行われる指導に対して、保護者が関与しあるいは関心を持つ機会がかなり小さくなるのが避けられない。また、現在の学校の体制の下では、特に初等中等教育の場合、

生徒ないし保護者の側が担当教員を選択できる余地は、原則として与えられていない。そうすると、学校での日常における指導の方法ないし態様については、事実上教員及び学校の広範な裁量に委ねられざるを得なくなるわけであり、本件のように、何らかのきっかけで生徒が教員に対して不信感、嫌悪感、あるいは恐怖感を抱いた場合には、生徒が学校内において精神的に極めて困難な状況に立たされる恐れが生ずることが、一般論としては懸念されることとなる。

しかしながら、このような危険性は、あくまで一般論としての抽象的なものであり、生徒が24時間365日を学校敷地内で過ごすのでない限り、保護者が生徒の見解を通じて学校における状況を推測することも、同じく一般論としては可能な筈である。従って、保護者としても、「学校」ないし「教員」であるからという理由で生徒に対する指導を無条件に委ねることは望ましいことでなく、むしろ、生徒から積極的に情報を収集し、学校での日常的な指導の手法や態様について把握しておくことが、自己の保護する生徒を各種の危険に晒さないために、必要となってくるものと思われる。

結局、本件における実質的な紛争は、Aの死亡の原因を学校が自殺として報告しなかったことに対してX1らが不信感を抱き、かつ、B教諭に対する評価がX1らに対して表明されるものと学校内部で行われているものとで齟齬が生じたこと等を含め、学校側がX1らの抱いた不信感を払拭するための対応が適切でなかったことに起因するものと考えられる。但し、この点からすると、本件を以て「学校での指導」が問題とされた事例として位置づけることについては、慎重に検討する必要があると言えなくもない。

また、本件においてX1らは、途中から学校に対する責任追及というよりも、むしろB教諭個人に対して、Aの死亡の責任があるとの自認を求めていることが窺われるが、これに対して学校が、個々の教員の行動に対して「組織」としてどのような立場をとり、個々の教員の正当な利益を保護することが可能であるかも、検討を要すべき課題であると考えられる。

本判決に対してX1らは、B教諭の指導に関する責任を認めなかったことを不服として控訴しており、同事件は2013年10月末現在、札幌高裁に係属中である（札幌高裁平成25年（ネ）273号）。

（未完）

（人文社会系准教授）